

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和6年4月8日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

- (1) 秋田都市計画地区計画 泉ハイタウン地区計画
- (2) 秋田都市計画地区計画 山手台地区計画
- (3) 秋田都市計画地区計画 仁井田福島地区計画
- (4) 秋田都市計画地区計画 桜台地区計画
- (5) 秋田都市計画地区計画 御所野元町地区計画
- (6) 秋田都市計画地区計画 御所野下堤・元町地区計画
- (7) 秋田都市計画地区計画 御所野地藏田地区計画
- (8) 秋田都市計画地区計画 南ヶ丘地区計画

2 位置および区域

秋田市泉菅野一丁目、泉菅野二丁目、山手台一丁目、山手台二丁目、山手台三丁目、仁井田福島二丁目、仁井田字福島、仁井田字猿田川端、牛島東七丁目、桜台一丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、下北手桜字桜、桜三丁目、桜四丁目、御所野元町五丁目、御所野元町六丁目、御所野元町七丁目、御所野下堤一丁目、御所野元町二丁目、御所野元町三丁目、御所野地藏田二丁目、御所野地藏田四丁目、御所野地藏田五丁目、南ヶ丘一丁目、南ヶ丘二丁目、南ヶ丘三丁目および上北手百崎字二夕子沢地

内

3 縦覧期間

令和6年4月8日から同月22日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課